

平成二十二年二月二十四日

青森県教育委員会第二百八十五回臨時会

期日 平成二十二年二月二十四日（水）  
場所 教育庁教育委員会室

## 会議次第

### 一 開会

### 二 報告

報告第一号 議案に対する意見について

### 三 議案

議案第一号 青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員の人事について

議案第二号 学校職員の人事について

議案第三号 学校職員の人事について

議案第四号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則案

議案第五号 青森県立学校学則及び青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤

師に関する規則の一部を改正する規則案

### 四 閉会

# 報告第一号

## 議案に対する意見について

知事から意見を求められた左記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第四条第一項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

## 記

- 一 平成二十二年度青森県一般会計予算案（教育委員会所管分）
- 二 平成二十一年度青森県一般会計補正予算（第五号）案（教育委員会所管分）
- 三 青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案
- 四 青森県立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 五 青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 六 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案
- 七 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 八 公の施設の指定管理者の指定の件（青森県武道館）

## 議案第四号

### 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則案

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則

(青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正)

第一条 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十七条の三の次に次の一条を加える。

(副課長)

第十七条の四 教育事務所の課に必要に応じ副課長を置く。

2 副課長は、上司の命を受け、課長の補助的事務に従事し、課の事務を整理する。

第二十一条第一項中「第十六条の二まで及び第十六条の五から第十七条の二まで並びに第十九条」を「第十五条まで」に改め、同条第二項中「第十六条の三、第十六条の四及び第十七条の三」を「第十六条から第十七条の四まで及び第十九条」に改める。

(青森県立図書館組織規則の一部改正)

第二条 青森県立図書館組織規則(昭和三十二年五月青森県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第六号を第八号とし、第一号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 副課長

二 副室長

第七条中第十三項を第十五項とし、第九項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第八項中「し、又は課長を助け、課の事務を整理」を削り、同項を同条第十項とし、同条中第七項を第九項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 副課長は、上司の命を受け、課長の補助的事務に従事し、課の事務を整理する。

8 副室長は、上司の命を受け、室長の補助的事務に従事し、室の事務を整理する。

（青森県立少年自然の家規則の一部改正）

第三条 青森県立少年自然の家規則（昭和四十六年七月青森県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 副課長

第五条中第十一項を第十二項とし、第六項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「し、又は課長を助け、課の事務を整理」を削り、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 副課長は、上司の命を受け、課長の補助的事務に従事し、課の事務を整理する。

（青森県総合社会教育センター規則の一部改正）

第四条 青森県総合社会教育センター規則（平成元年六月青森県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 副課長

第五条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「し、又は課長を助け、課の事務を整理」を削り、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 副課長は、上司の命を受け、課長の補助的事務に従事し、課の事務を整理する。

(青森県総合学校教育センター組織規則の一部改正)

第五条 青森県総合学校教育センター組織規則(平成十年三月青森県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 副課長

第五条中第十一項を第十二項とし、第七項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項中「し、又は課長を助け、課の事務を整理」を削り、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 副課長は、上司の命を受け、課長の補助的事務に従事し、課の事務を整理する。

(青森県立郷土館規則の一部改正)

第六条 青森県立郷土館規則(昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第十三号を第十四号とし、第一号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 副課長

第六条中第十五項を第十六項とし、第五項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の



## 議案第五号

青森県立学校学則及び青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則案

青森県立学校学則及び青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立学校学則及び青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

(青森県立学校学則の一部改正)

第一条 青森県立学校学則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一青森県立青森西高等学校の項中

普通科	人文科
-----	-----

を

普通科

に改め、同表青森県立青森

東高等学校の項の次に次のように加える。

平内校舎	東津軽郡平内町 大字小湊	全日制の課程	普通科	三年
------	-----------------	--------	-----	----

別表第一青森県立平内高等学校の項、東校舎の項及び稲垣分校の項を削り、同表青森県立弘前中央高

等学校の項中

普通科	人文科
-----	-----

を

普通科
-----

に改め、同表青森県立三本木高等学校の項中

普通科	理数科
-----	-----

を

普通科
-----

に改め、同表青森県立八戸北高等学校の項の次に次のように加える。

南郷校舎	八戸市南郷区大字市野沢	全日制の課程	普通科	三年
------	-------------	--------	-----	----

別表第一青森県立南郷高等学校の項を削り、同表青森県立五所川原農林高等学校の項中

林業科	農業土木科	食品化学科
-----	-------	-------

を

森林科学科	環境土木科	食品科学科
-------	-------	-------

に改め、同表青森県立三本木農業高等学校の項中

「農業土木科」を「環境土木科」に改め、同表青森県立青森商業高等学校の項中

会計科	情報処理科
-----	-------

を

情報処理科
-------

に改め、同表青森県立三沢商業高等学校の項中

流通経済科	情報処理科
-------	-------

を

情報処理科
-------

に改める。

第一号様式中「~~短編を納入し~~」を削る。

(青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部改正)

第二条 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則(昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「~~の~~」を「~~の~~」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(青森県立学校学則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に次の各号に掲げる県立学校の生徒である者は、施行日から当該各号に定める県立学校の生徒となるものとする。

一 青森県立平内高等学校 青森県立青森東高等学校平内校舎

二 青森県立南郷高等学校 青森県立八戸北高等学校南郷校舎

3 青森県立青森西高等学校の人文科、青森県立弘前中央高等学校の人文科、青森県立三本木高等学校の理数科、青森県立五所川原農林高等学校の林業科、農業土木科及び食品化学科、青森県立三本木農業高等学校の農業土木科、青森県立青森商業高等学校の会計科並びに青森県立三沢商業高等学校の流通経済科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、施行日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

~~~~~

提案理由

青森県立五所川原高等学校東校舎及び青森県立木造高等学校稲垣分校の廃止、青森県立平内高等学校及び青森県立南郷高等学校の校舎制への移行、青森県立青森西高等学校等の学科の設置及び廃止並びに県立高等学校授業料の不徴収に伴う所要の整備を行うため提案するものである。